

内容見本

(A5判縮小)

第1編 民事執行 第4章 非金銭債権についての執行・形式的競売 181

第4 子の引渡しの強制執行

92 子の引渡しの強制執行の申立てについての裁判に対して執行抗告をするとき

子の引渡しの強制執行の申立てについての裁判に対して執行抗告ができるのはどのような場合か。

➔ 直接的な強制執行の申立てについての裁判(費用前払決定も含む。)に対して、執行抗告をすることができる。

POINT

子の引渡しの強制執行の方法は、執行官に子の引渡しを実施させる方法(直接的な強制執行)と、間接強制の方法によることができる(民執174①)。このうち、直接的な強制執行の方法によるときは、その内容が子の心身に重大な影響を与える可能性があり、内容が重要と言い得ることから、執行抗告をすることができるとしている(民執174②)。

なお、直接的な強制執行をするに際しての費用前払決定(民執174③→民執171③)に対しても執行抗告をすることができる(民執174④)。

なお、これについては、国際的な子の返還の強制執行に関する規律を定めた「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関

第2編 民事保全 第2章 保全異議 221

6 一方当事者にとって不利な遠隔地で発令された保全命令に対し保全異議を申し立てるとき

債務者である私は、熊本市内に住んでいるが、札幌地方裁判所から仮差押命令の発令を受けた。熊本地方裁判所で保全異議を審理してもらうため、どのような申立てができるか。

➔ 移送申立て(民保28)

POINT

保全異議の管轄裁判所は、保全命令発令裁判所であり(民保26)、これは専属管轄である(民保6)。しかし、この裁判所は、保全命令の申立てに際し、管轄を有する裁判所の中から債権者が任意に選択した裁判所であることが多いため、事案によっては、当事者間の衡平を損なったり、審理の遅滞を招いたりする危険がある。

そこで、裁判所は、保全異議事件につき「著しい遅滞を避け、又は当事者間の衡平を図るために必要があるとき」には、当事者(債務者であることが通常であるが、債権者も含む。)の申立て又は職権により、「当該保全命令事件につき管轄権を有する他の裁判所」に事件を移送することができる(民保28)。

なお、民事保全法28条の移送は、事物管轄を超えた移送(例：高等裁判所から地方裁判所への移送)も可能と解されている。

また、同条の移送は、起訴命令には準用されていない(民保40①ただし書)が保全取消しには準用されている(民保40①本文→民保28)。しか

第1編 民事執行 参考書式 201

〔参考書式1-3〕訴状(請求異議の訴え)

取入 印紙	訴状	令和〇年〇月〇日
	〇〇地方裁判所民事部 御中	
	原告訴訟代理人弁護士	〇〇〇〇 印
〒〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	原告
		〇〇〇〇
〒〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	原告訴訟代理人弁護士
		〇〇〇〇
〒〇〇〇-〇〇〇〇	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	被告
		〇〇〇〇
請求異議事件		
訴訟物の価額	〇〇万円	
ちょう用印紙額	〇万円〇〇〇円	
第1 請求の趣旨		
1 被告の原告に対する〇〇地方裁判所令和〇年(〇)第〇号貸金請求		

222 第2編 民事保全 第2章 保全異議

〇趣旨等の記載例

第1 申立ての趣旨  
本件を熊本地方裁判所に移送する。  
との裁判を求める。

第2 申立ての理由  
本件保全異議事件では、〇〇が争点となり、その種明方法としては〇〇などが考えられるところ、これらの種明方法はその大部分が熊本市内に存在する(乙〇)。また、債権者は熊本市内にも支店を置く資本金〇〇億円の株式会社であって熊本地方裁判所での審理に大きな困難はないのに対し(乙〇)、債務者は熊本市内の会社に勤務する一個人であって遠方の裁判所へ平日に出勤するのは困難である(乙〇)。こうした諸事情を総合すれば、当事者の衡平を図る観点からは、本件保全異議事件を、〇〇という点から「本案の管轄裁判所」に該当する熊本地方裁判所で審理すべきである。

〇申立手續

要件

申立先	申立期間	申立方式	手数料
保全異議等を申し立てた裁判所	規定なし【注】	書面又は口頭	不要

緊急を要する手續に迅速・適切に対応するために!

# 民事執行・民事保全 不服申立ての手續と文例

— 抗告・異議・取消し —

共著 内田 義厚  
関 述之

民事執行・民事保全における不服申立手續を網羅的に取り上げています。

ケースごとに取りうる手段と手續のポイントを解説し、文例を掲載しています。

執行・保全手續に精通した元判事・現役判事が執筆した確かな内容です。

A5判・総頁336頁  
定価4,510円(本体4,100円) 送料460円

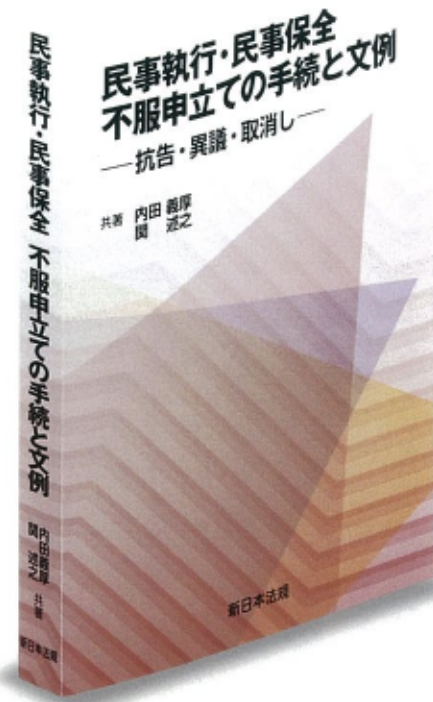
0120-089-339 受付時間 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)  
WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>  
E-mail [eigyo@sn-hoki.co.jp](mailto:eigyo@sn-hoki.co.jp)



法令情報を配信!

電子書籍も  
新日本法規WEBサイトで  
発売!!

〈電子版〉  
定価 4,070円(本体 3,700円)



新日本法規出版株式会社

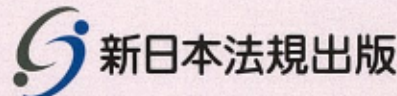
本社 東京都千代田区千代田1-1-1  
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区西谷砂土原町2丁目6番地  
名古屋支社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号

札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番  
仙台支社 〒981-3195 仙台市東区加茂1丁目48番地の2  
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区西谷砂土原町2丁目6番地  
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1  
名古屋支社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目26番11号

大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号  
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号  
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号  
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号  
(2021.3)51001651

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆インク」を使用しています。

総合法令情報企業として社会に貢献



公式Facebookページ  
法律出版社ならではの情報を発信





# 掲載内容

## 第1編 民事執行における不服申立て

### 第1章 概説

- 1 民事執行に対する不服申立ての全体像—違法執行と不当執行
- 2 不当執行に対する不服申立て—執行関係訴訟
- 3 違法執行に対する不服申立て—執行異議、執行抗告
- 4 民事執行法改正と不服申立て

### 第2章 総則

- 1 執行申立てを執行官に対してしたが、執行官が執行に着手しないとき
- 2 執行官の職務執行等に不服があるとき
- 3 裁判所書記官が執行処分をするとき
- 4 執行異議・執行抗告申立てに伴う執行停止等の決定がされたとき
- 5 執行抗告の原審却下決定に対して再度執行抗告をするとき
- 6 民事執行手続の取消決定等に対して執行抗告をするとき
- 7 民事執行手続の取消決定がされたとき
- 8 代理人許可申請に関する裁判のとき
- 9 執行費用の予納を命じられたとき
- 10 事件記録の閲覧等を請求したとき

### 第3章 強制執行

#### 第1 通則

- 11 債権者に執行文が付与されたとき
- 12 条件成就又は承継執行文付与の拒絶処分を受けたとき
- 13 執行文付与の一般的要件に欠缺があるとき
- 14 執行文の再度付与申請に対し、拒絶又は再度付与がされたとき
- 15 確定判決を債務名義とする請求異議の訴えをするとき
- 16 執行証書を債務名義とする請求異議の訴えをするとき
- 17 強制執行が債務者にとって過酷と考えられるとき
- 18 不執行の合意があるにもかかわらず強制執行が開始されたとき
- 19 責任制限契約に反して強制執行によって財産を差し押さえられたとき
- 20 不動産譲渡担保権と第三者異議の訴え
- 21 動産譲渡担保権と第三者異議の訴え
- 22 執行費用の負担について裁判所書記官が不当と考えられる処分をしたとき
- 23 執行費用の負担額等に違算等があったとき

#### 第2 金銭債権についての執行

##### 1 不動産に対する執行

###### (1) 強制競売・担保不動産競売

- 24 不動産強制競売開始決定を受けたとき

- 25 不動産強制競売申立ての却下決定を受けたとき
- 26 二重開始決定又は続行決定を受けたとき
- 27 配当要求終期を定める処分に不服があるとき
- 28 配当要求手続に瑕疵があるとき
- 29 配当要求の内容に不服があるとき
- 30 不動産の滅失等による競売手続取消決定がされたとき
- 31 売却のための保全処分がされたとき
- 32 保全処分発令後の事情変更により同命令が取り消されたり変更されたとき
- 33 地代代払許可申立てに対する裁判に不服があるとき
- 34 現況調査の手續に違法があるとき
- 35 現況調査報告書の内容に誤りがあるとき
- 36 評価書の内容に誤りがあるとき
- 37 売却基準価額決定等に不服があるとき
- 38 一括売却に関する決定に不服があるとき
- 39 物件明細書の作成及び公開に対して不服があるとき
- 40 物件明細書の作成に対する異議の申立てをするとき
- 41 無剰余を理由とする取消決定がされたとき
- 42 無剰余を看過してされた売却に対して不服があるとき
- 43 内覧実施命令の発令に対して不服があるとき
- 44 買受申出をした競売不動産について保全処分等がされたとき
- 45 売却見込みがないことを理由に競売手続の取消決定を受けたとき
- 46 超過売却であることを看過して売却許可決定がされたとき
- 47 売却許可決定に対して不服があるとき（債権者、債務者・所有者、買受人等による申立て）
- 48 売却許可決定に対して不服があるとき（最高価買受申出人とされなかった入札者による申立て）
- 49 売却許可決定に対して不服があるとき（担保権の不存在又は消滅を理由とできるか）
- 50 売却許可決定に対して不服があるとき（売却条件の誤りを理由とする場合）
- 51 売却不許可決定に対して不服があるとき
- 52 暴力団員等であることを理由とする売却不許可決定を受けたとき
- 53 最高価買受申出人等が暴力団員等であるとき
- 54 不動産の損傷を理由とする売却許可決定取消し（取消申出が却下された場合）
- 55 不動産の損傷を理由とする売却許可決定の取消し（買受申出前から損傷

があった場合）

- 56 買受人等のための保全処分の決定に対して不服があるとき
  - 57 引渡命令に対して不服があるとき（競売手続に対する不服は理由になるか）
  - 58 引渡命令に対して不服があるとき（競売事件記録に現れない事項に基づく不服申立ての可否）
  - 59 配当異議の申出をするとき（実行担保権の債務者、実行担保権以外の債務者の場合）
  - 60 配当異議の申出をするとき（配当表に記載がない債権者の場合）
  - 61 配当異議の申出以後に訴えを提起するとき
  - 62 配当異議の訴えをするとき
- (2) 強制管理・担保不動産収益執行
- 63 強制管理（収益執行）の開始決定又は却下決定に不服があるとき
  - 64 目的不動産の使用に関して不服があるとき
  - 65 強制管理の管理人の報酬等に関して不服があるとき
  - 66 管理人の解任に関する決定に不服があるとき
  - 67 強制管理で配当要求を却下する決定がされたとき
- 2 船舶に対する執行
- 68 船舶が強制執行されたとき
  - 69 船舶国籍証書の引渡命令に関して不服があるとき
- 3 動産に対する執行
- 70 第三者に対する動産引渡命令に不服があるとき
  - 71 差押禁止動産の範囲変更に関する裁判に不服があるとき
- 4 債権その他の財産権に対する執行
- (1) 債権執行
- 72 債権差押命令が発令されたとき
  - 73 債権差押命令の取消決定に対して不服があるとき（取立届等が未提出の場合）
  - 74 債権差押命令取消決定に対して不服があるとき（債務者に送達できないことを理由とする場合）
  - 75 差押禁止債権の範囲変更の決定等に対して不服があるとき（範囲変更が認容された場合）
  - 76 差押禁止債権の範囲変更の決定等に対して不服があるとき（範囲変更申立てが却下された場合）
  - 77 債権執行での配当要求に対して不服があるとき
  - 78 転付命令が発令されたとき
- (2) その他財産権に対する執行等
- 79 譲渡命令等に関する決定に対して不服があるとき
  - 80 動産引渡請求権の差押命令に関する決定に対して不服があるとき
  - 81 少額訴訟債権執行における処分に対して不服があるとき
- (3) 債権担保権の実行

- 82 扶養料等の定期金債権を請求債権とする継続的債権への差押命令に対して不服があるとき
- 83 扶養義務等に係る金銭債務履行の間接強制に関する裁判に対して不服があるとき
- 84 動産引渡請求権の差押えに関する決定に対して不服があるとき
- 85 債権等を目的とする担保権実行に対して不服があるとき

### 第4章 非金銭債権についての執行・形式的競売

#### 第1 不動産引渡等の強制執行

- 86 明渡しの催告があったとき（催告後に占有を取得した者からの不服申立て）
- 87 明渡しの催告後の不動産の占有者に対して明渡しの強制執行がされたとき

#### 第2 代替執行

- 88 授權決定がされたとき
- 89 費用前払決定がされたとき

#### 第3 間接強制

- 90 間接強制決定に対して請求異議の訴えを提起するとき
- 91 強制金決定に関して不服があるとき

#### 第4 子の引渡しの強制執行

- 92 子の引渡しの強制執行の申立てについての裁判に対して執行抗告をするとき
- 93 占有者の同意に代わる許可がされたとき

#### 第5 形式的競売

- 94 形式的競売の開始決定がされたとき

### 第5章 債務者財産の調査

#### 第1 債務者財産開示手続

- 95 財産開示手続の実施申立てに関する裁判のとき

#### 第2 第三者からの情報取得手続

- 96 不動産に関する情報取得手続の申立てに対する裁判のとき
- 97 給与債権に関する情報取得手続の申立てに対する裁判のとき
- 98 預貯金債権に関する情報取得手続の申立てに対する裁判のとき

#### 参考書式

- [参考書式1-1] 執行抗告状  
 [参考書式1-2] 執行異議申立書  
 [参考書式1-3] 訴状（請求異議の訴え）  
 [参考書式1-4] 訴状（執行文付与の訴え）  
 [参考書式1-5] 訴状（執行文付与に対する異議の訴え）  
 [参考書式1-6] 訴状（第三者異議の訴え）  
 [参考書式1-7] 訴状（配当異議の訴え）  
 [参考書式1-8] 訴状（強制執行不許可の訴え）

## 第2編 民事保全における不服申立て

### 第1章 概説

- 1 民事保全における不服申立ての全体像
- 2 不服申立手続の要点
- 3 保全命令に対する不服申立てと保全執行の停止等
- 4 保全命令が取り消された場合における保全執行の取消し
- 5 保全命令を取り消す決定の効力の発生・停止

### 第2章 保全異議

- 1 保全の必要性がないにもかかわらず、保全命令が発令されたとき
- 2 保全異議の申立てにおいて、保全取消しの事由を主張したいとき
- 3 仮差押えの目的物が債務者の所有に属しないにもかかわらず仮差押命令が発令されたとき
- 4 保全異議の裁判を待たずに保全執行の停止・取消しを求めたいとき
- 5 仮処分命令に基づいて債権者に給付した物や金銭につき、その返還を求める債務名義が必要なきとき
- 6 一方当事者にとって不利な遠隔地で発令された保全命令に対し保全異議を申し立てるとき

### 第3章 保全取消し

- 7 保全命令が発令されたが、債権者が本案の訴えを提起しないとき
- 8 起訴命令が発令されたのに、債権者が本案の訴えを提起しないとき
- 9 保全命令が発令後、事情の変更があったことが判明したとき
- 10 発令された仮処分命令により、償うことができない損害が生じるおそれがあるとき
- 11 不動産仮差押命令が発令された後に目的不動産が譲渡され、譲受人が保全取消しを申し立てようとするとき
- 12 保全取消しの申立てにおいて、保全異議の事由を主張したいとき
- 13 平成3年1月1日より前に申請された仮差押命令が、令和3年の時点でも存続するとき

### 第4章 即時抗告

- 14 地方裁判所が保全命令の申立てを全部却下したとき
- 15 地方裁判所が保全命令の申立ての一部を認容し、その余を却下したとき

### 第5章 保全抗告

- 16 保全異議・保全取消しの申立てに対して地方裁判所がした裁判に不服があるとき
- 17 保全命令を取り消す決定が直ちに効力を生ずることを阻止したいとき
- 18 高等裁判所が保全抗告の申立てに対して裁判をしたとき
- 19 高等裁判所が即時抗告の申立てを棄却又は却下したとき

- 20 高等裁判所が即時抗告審において保全命令の申立てを認容したとき

### 第6章 簡易・高等裁判所申立て

- 21 簡易裁判所にした保全命令の申立てが認容されたとき
- 22 簡易裁判所が保全命令の申立てを却下したとき
- 23 高等裁判所にした保全命令の申立てに対して裁判がなされたとき

### 第7章 担保・解放金

- 24 裁判所が定めた担保額が高額に過ぎるとき
- 25 裁判所が定めた担保額が低額に過ぎるとき
- 26 仮差押解放金・仮処分解放金の金額が高額に過ぎるとき
- 27 仮差押解放金・仮処分解放金の金額が低額に過ぎるとき

#### 参考書式

- [参考書式2-1] 保全異議申立書  
 [参考書式2-2] 保全異議申立書〔参考書式2-1〕の当事者目録  
 [参考書式2-3] 仮差押執行停止決定申立書  
 [参考書式2-4] 原状回復の裁判申立書（保全異議手続内で追加して申し立てる場合）  
 [参考書式2-5] 起訴命令申立書  
 [参考書式2-6] 本案訴訟の不起訴等による保全取消申立書  
 [参考書式2-7] 本案訴訟の不起訴等による保全取消申立書〔参考書式2-6〕の当事者目録  
 [参考書式2-8] 事情変更による保全取消申立書  
 [参考書式2-9] 特別事情による保全取消申立書  
 [参考書式2-10] 即時抗告状  
 [参考書式2-11] 即時抗告状〔参考書式2-10〕の当事者目録  
 [参考書式2-12] 保全抗告状（不動産仮差押命令に不服がある債務者が保全異議を申し立てたのに対し、認可決定がなされたので、同債務者が更に保全抗告を申し立てる場合）  
 [参考書式2-13] 保全抗告状（不動産仮差押命令に不服がある債務者が保全取消しを申し立てたのに対し、却下決定がなされたので、同債務者が更に保全抗告を申し立てる場合の抗告の趣旨）  
 [参考書式2-14] 保全抗告状〔参考書式2-12〕の当事者目録  
 [参考書式2-15] 保全命令取消決定の効力停止の裁判の申立書  
 [参考書式2-16] 特別抗告状  
 [参考書式2-17] 特別抗告理由書  
 [参考書式2-18] 抗告許可申立書  
 [参考書式2-19] 抗告許可申立理由書

内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。